

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

利根町長 佐々木 喜章

| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 利根町 (085642) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東文間地区 (羽中・福木・中谷・立崎・惣新田・加納新田・東奥山新田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年1月19日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東文間地区は、水稻中心の営農になっており、農地の大部分において基盤整備事業が完了し、担い手にとって耕作しやすい環境であるため、現在担い手は多くいる。しかし、担い手の大半は高齢であり、今後の大規模な経営拡大は難しい状況にある。また、農業生産法人においても、現在の経営規模で手一杯である状況から、担い手が離農した際の農地の受け手が不足する可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業が完了した農地で水稻を行う。農業を担う者に集積・集約化を進め耕作放棄地の発生を防いでいく。また、担い手不足も視野に入れ地域外の担い手の参入についても検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 494.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用し、農業を担う者に集積・集約化を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを進めることができるよう農業を担う者への貸付を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 東文間地区は、利根東部として既に基盤整備が実施されており、現在の圃場を有効に活用していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進すること。また、地域外の担い手の参入も検討していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 有用な情報があれば提供していただき、活用について検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|-----------|-------------|---------|------|------|
| ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④輸出 | ⑤果樹等 |
| ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等 | ⑧農業用施設 | ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

| |
|--|
| |
|--|